

平成29年度

埼玉県ジュニアバスケットボール連盟理事会

期日:平成29年5月21日(日)

会場:上尾運動公園体育館

次 第……司会(事務局長)

1, 開会のことば……(副理事長)

挨拶……(会長)

(理事長)

2, 議事……議長選出

(1) 平成28年度事業報告

(2) 平成28年度会計報告

(3) 平成29年度連盟組織について

(4) 平成29年度事業計画

(5) 平成29年度予算案

(6) 各部より

(7) 平成29年度秋季ジュニアバスケットボール大会要項(案)について

(8) その他

3, 連絡事項

4, 閉会のことば ……副理事長

各部より

***広報部**

***競技部**

***普及強化部**

***審判部**

***事務局**

(社) 埼玉県ジュニアバスケットボール連盟 慶弔規定

「香典・供花」

第1条

- (1) 現職役員本人が死亡のときは、次の香典と供花をおくります。
香典 5千円 及び花輪 (1万円相当)
- (2) 現職役員の親、配偶者が死亡のときは、香典5千円をおくります。
- (3) 役員経験者または、本連盟外のバスケットボール組織役員・本人が死亡のときは、香典5千円及び花輪 (1万円相当)をおくります。
- (4) (3)については、会長が副会長及び理事長、副理事長と協議して決めます。
- (5) 役員経験者または、本連盟外のバスケットボール組織役員の親、配偶者が死亡のときは、花輪 (1万円相当)をおくります。
- (6) (5)については、会長が副会長及び理事長、副理事長と協議して決めます。

第2条

現職役員が、病気及びけが等で、3週間以上入院の時は、見舞金5千円をおくります。

* 役員とは、会長・副会長・理事長・副理事長・監事・事務局長・事務局次長・事務局員・各委員会委員長・各委員会副委員長・各地区代表 (11地区)

第3条

この規定の改廃は、総会の議決による。

第4条

この規定は平成19年6月1日から実施します。

この規定は平成21年4月1日から実施します。

【一社】埼玉県ジュニアバスケットボール連盟 旅費支出基準

2017、5、21

埼玉県ジュニアバスケットボール連盟事務局

- 1 大会・会議 2000円を上限とする。
- 2 理事長行動費
 - (1) 県内 交通費実費：勤務先最寄り駅または居住地最寄り駅から会場地最寄り駅までの鉄道運賃とする。
 - (2) 県外 交通費実費+日当3000円以内+宿泊料13000円
 - *交通費実費：勤務先最寄り駅または居住地最寄り駅から会場地最寄り駅までの鉄道運賃とする
特別急行列車を運行する線路を利用する出張で、一つの乗車区間が片道100km以上の場合は急行料金を支給する。
新幹線「のぞみ」については、その乗車区間が、700KM 以上の場合に認める。
片道700km以上の場合、必要に応じて航空運賃を認める。(北海道 四国 九州 沖縄)
 - *日 当：県外の旅行で、行程200km 以上の場合に支給する。
これは、旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地内を巡回する場合の船車運賃等を支弁するために支給する旅費である。
 - *宿 泊 料：13000円を上限とする
- 3 役員派遣費、審判部派遣費等は理事長行動費の県外基準に順ずる。
- 4 会議、大会等の役員の昼食は700円を上限とする。
- 5 普及強化関係費 県選抜選手の交通費は、1日1000円を上限とする。
県選抜スタッフの業務費は、一人30000円とする。
- 6 地区活動費は、11地区ごとに個人登録競技者一人につき300円とし、年間総500万円以内を予算とする。
- 7 各委員会・各地区の会計は年度終了時に 残金0円とならなくてもかまいません。残金がありましたら事務局に返金してください。反対に不足とならないように計画を立てて使用してください。

旅費精算書兼領収書

NO _____

埼玉県ジュニアバスケットボール連盟会長 様

大会・会議名 _____

会場名 _____

期 日 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

金 額 円

月	日	乗車駅	降車駅	運賃	日当	宿泊費	備考
		小 計					
		合 計					

平成 年 月 日 上記正に領収いたしました。

所属・役職

氏 名 印